

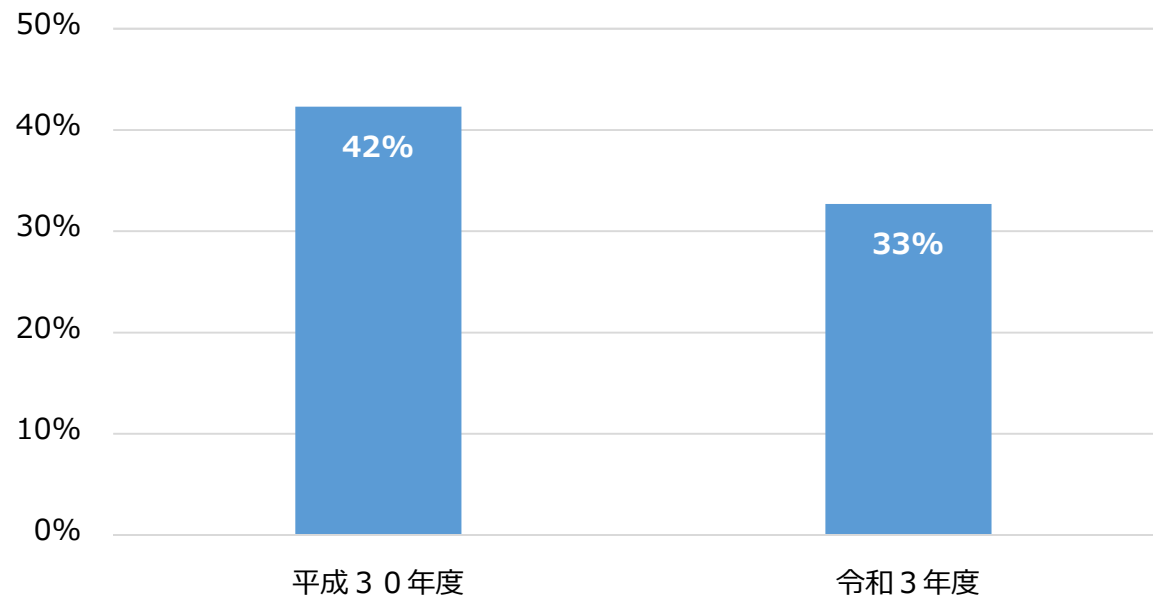
■各主体による目標達成に向けての進捗管理

主体先	目標	進捗管理方法
市民	地域活動への参画 支え合いによる地域づくり	市民に対する意識調査による進捗管理 (調査方法は今後検討)
行政	総合的な相談支援体制	総合的な相談支援体制の確立
社協	社会福祉協議会の体制強化	社会福祉協議会運営強化計画による進 捗管理

## 市民の目標

- 地域活動への参画
- 支え合いによる地域づくり

### 地域活動やボランティアに参加した人※



※「戸田市市民意識調査」中、「地域活動やボランティア活動への参加」の「参加したことがない」の比率を100%から引く

# 社協の目標

令和5年度第1回戸田市福祉施策審議会  
【会議資料1】  
第4期戸田市地域福祉計画の進捗について

## 社会福祉法人戸田市社会福祉協議会「第2期運営強化計画」の進捗状況について

本計画は平成30年度から令和4年度までを計画期間としており、令和4年度は最終年度となりました。この5年間ではコロナ禍もあり、地域福祉活動も少なからぬ影響を受けましたが、3つの取り組み方針の下、様々な工夫により休止していた事業の再開や新たな試みも始まっております。5年間の取組状況を踏まえ、下記のとおり主なものについて報告します。

1 地域で活躍する人の育成と仲間づくり		
重点的な取り組み	進捗状況	課題(今後の方向性)
(1)地域で活動する人材の育成 (2)支部活動への支援の充実 (3)住民参加の促進と連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援サポーター養成講座や福祉学習ボランティア養成講座などの目的型ボランティア講座を実施した。</li> <li>社会福祉協議会支部と登録ボランティアの連携ができるよう、交流会や互いの情報共有の場を設けた(オンラインも活用)。ホームページ上で登録団体の閲覧ができるよう整備した。</li> <li>市内の社会福祉法人に呼び掛け、地域貢献に向けた連絡会の準備会を開催した。</li> <li>Twitterなどのウェブメディアの活用を検討した。</li> </ul>	ボランティア活動から離れた人たちや、また若い世代など、これまで関心のなかった人々への働きかけをSNSの活用等工夫し、きっかけづくりを多彩に展開する必要がある。また、社会福祉協議会や支部活動のアピールを積極的に行い、同時に地域で暮らし活動する方々のニーズを的確に把握する必要がある。
2 地域における生活課題への取り組み		
重点的な取り組み	進捗状況	課題(今後の方向性)
(1)相談・情報提供の充実 (2)多様な主体と連携した支援体制構築 (3)権利擁護等に関する行政との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度から、コミュニティソーシャルワーカーを専任で1名、地区ごとに5名配置。個別支援の体制を充実した。</li> <li>こどもや高齢者の見守りや安全確保のため、管轄の警察署と協定を結んだ。</li> <li>ゴミ出しや買い物などの簡易な手伝いを行う、生活支援サポーターを養成する講座を継続的に実施し、洗濯や通院の支援ボランティアにつながった。</li> <li>歳末たすけあい募金を財源に、コロナ禍の影響を受けて収入が減少した世帯に対し食糧支援を行った。</li> <li>令和2年度に、法人後見を開始した。令和4年度には初めての受任に向けて、運営委員会で審議を行った。</li> </ul>	支援を必要とする人々が活用できる社会資源やその役割を知り、迅速に利用できるよう情報発信の量や方法を検討する必要がある。そして、その具体的な支援の内容についてもフィードバックを行い、結果を検証し、質を向上させる仕組みが重要である。支え合い・助け合い活動の再開の時期や方法も、情勢や個々の心情に配慮して進める必要がある。
3 戸田市社会福祉協議会の体制の強化		
重点的な取り組み	進捗状況	課題(今後の方向性)
(1)経営管理の強化 (2)地域づくりに向けた人材確保・育成 (3)活動財源の確保 (4)災害ボランティア体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定的な事業運営のため、資格保持者の採用を行った。</li> <li>定例の会議を行うとともに、ラインワークスの試験導入を行い、情報共有の促進を図った。</li> <li>自動販売機の民有地などへの設置場所の新規開拓を行い、売り上げの中から寄付により財源を獲得した。</li> <li>全事業について、事務事業の評価を行った。</li> <li>令和3年11月に、市と災害ボランティアセンターの設置等に関する協定を締結した。</li> </ul>	コロナ禍が長期化する中で、地域のニーズの変化に合わせた組織編成や人材育成、予算配分を行う必要がある。そのためにも、多様な地域の声を受け止め、市や関係団体との連携を一層充実していく。

## 行政の目標

- 総合的な相談支援体制  
(総合的な相談支援体制の確立)

### 戸田市 福祉総合相談窓口



お客様の悩みを **ぜひ** 相談して下さい。

私たちは、  
福祉のコンシェルジュです。  
(総合相談係)



秘密  
厳守

相談  
無料



福祉の困りごとについて、  
専門のスタッフが丁寧に相談を受け、  
内容に応じたサポートをします。



**048-446-7838**

(事前予約いただければ、お待たせせずにご相談できます。)

〒335-8588

埼玉県戸田市上戸田1-18-1

戸田市役所1階(生活支援課内)

月～金曜(祝祭日を除く)

開設日時

8時30分～17時15分

E-MAIL : todafukushi@roukyou.gr.jp



## 目的・概要

- 福祉の困りごとに関して、どこに相談したら良いかわからないといった市民に対し、相談しやすい環境を整備する
- 相談員が、複合的な課題を整理し、関係部署、他の関係機関との連携、調整を図りながら継続的で切れ目のないフォローを実施

## 目的・概要

- 戸市内に在住している者及び在住している者の親族等(戸市内に生活実態のある者で、住民登録の有無は問わない)

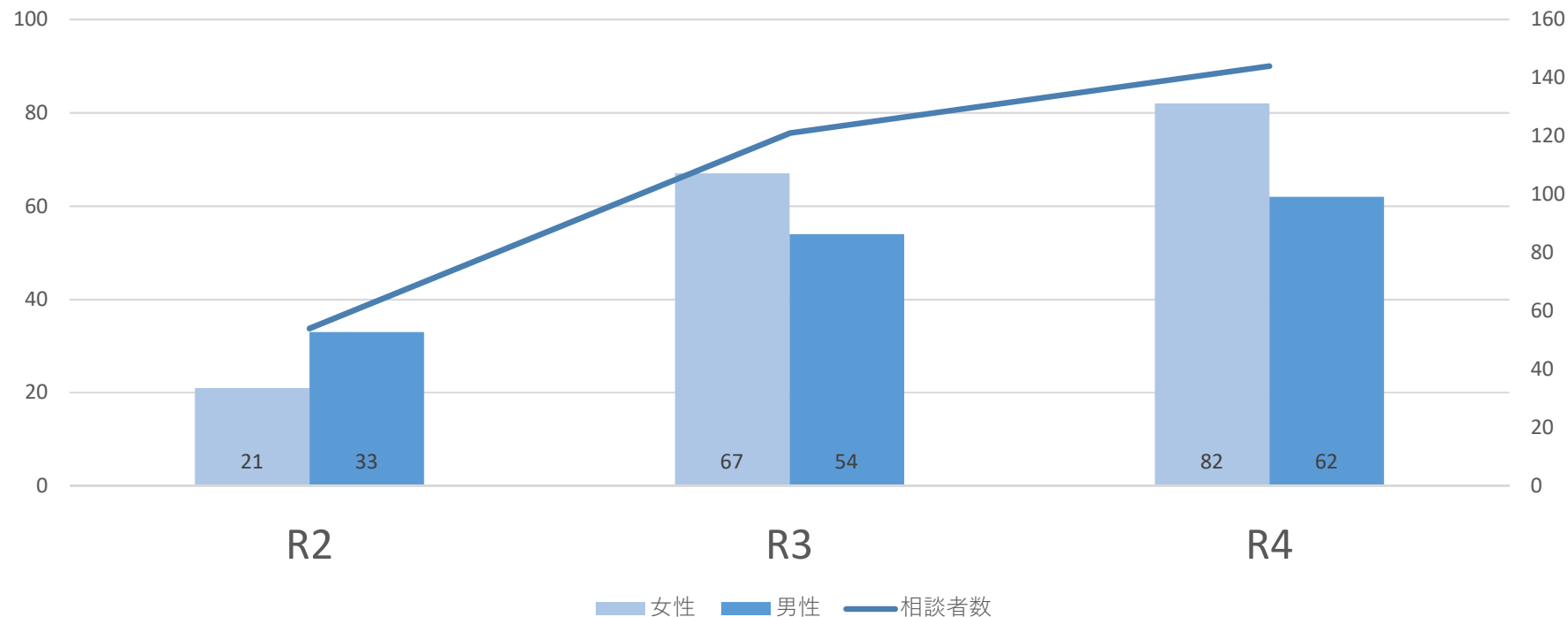
## 相談体制※

※業務委託

- 相談員を軸に、併設する「戸田市生活自立相談センター」の相談支援員と連携を密にし、関係部署、他の関係機関との相互協力を行う
- 相談業務の経験があり、福祉業務に精通している相談員が相談者に寄り添い、真摯かつ丁寧に対応
- 相談者の状況に応じて、必要な調整を行い、市の関係部署、他の関係機関などの適切な制度、サービスにつなぐ

# 窓口相談者数

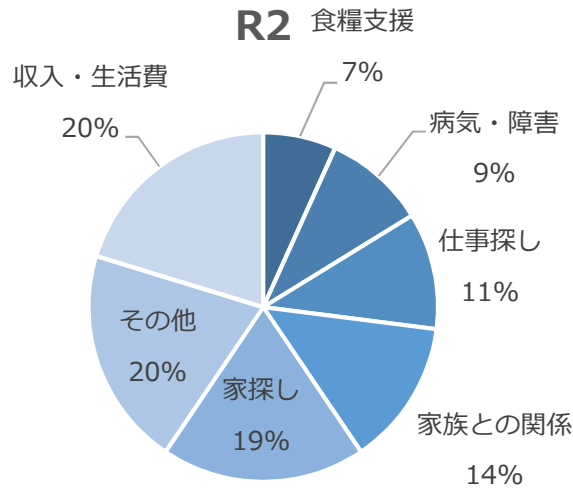
### 福祉総合相談窓口相談者数



令和2年度	相談者数	54名	(平均年齢57.5歳)
令和3年度	相談者数	121名	(平均年齢57.9歳)
令和4年度	相談者数	144名	(平均年齢60.0歳)

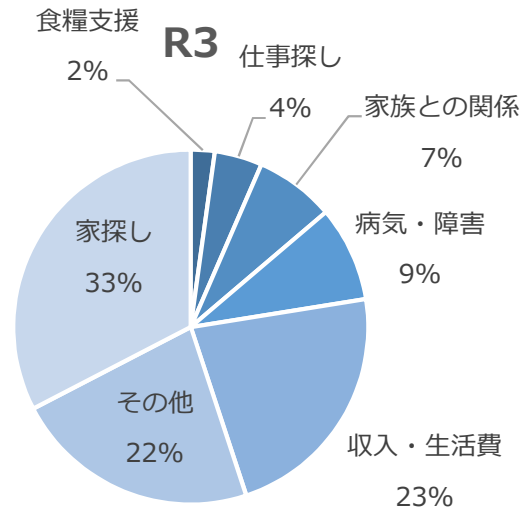
# 相談内容別集計

※主な相談のみ



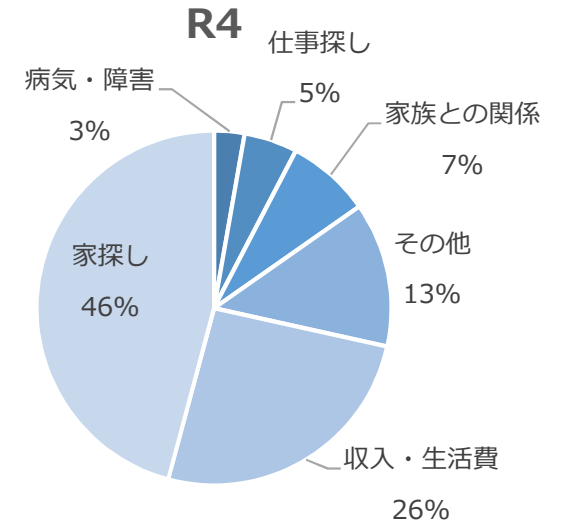
令和2年度  
 相談件数 74件

- 収入・生活費 15件
- 家探し（転居支援） 14件
- 家族関係 10件
- 仕事探し 8件
- 病気・障害 7件
- 食糧支援 5件



令和3年度  
 相談件数 138件

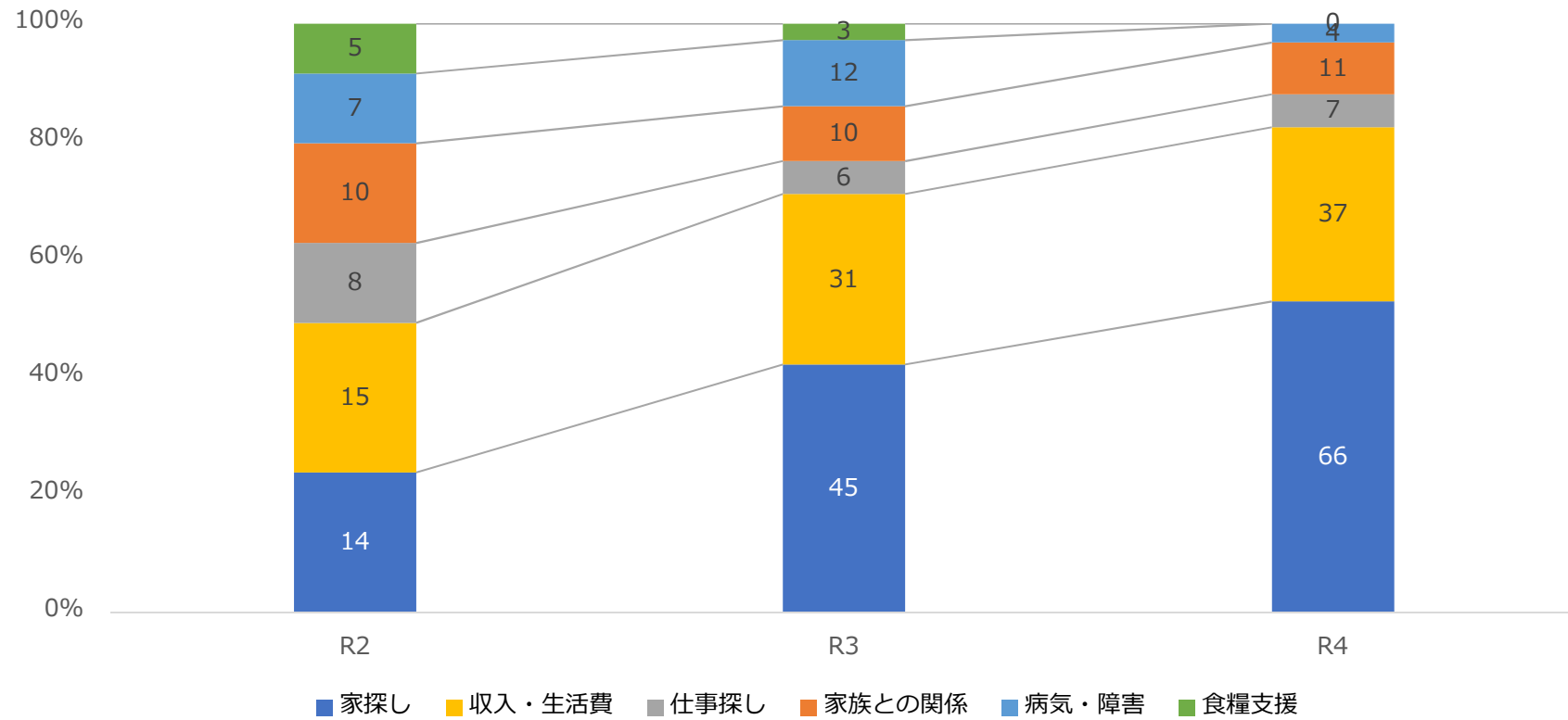
- 家探し（転居支援） 45件
- 収入・生活費 31件
- 病気・障害 12件
- 家族関係 10件
- 仕事探し 6件
- 食糧支援 3件



令和4年度  
 相談件数 144件

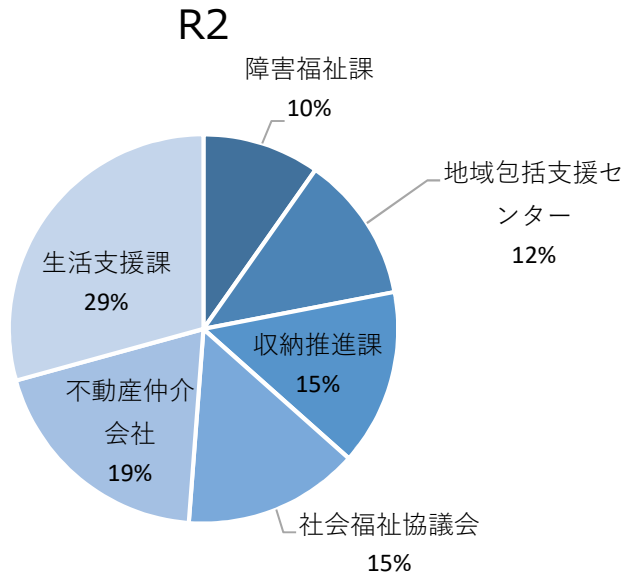
- 家探し（転居支援） 66件
- 収入・生活費 37件
- 家族関係 11件
- 仕事探し 7件
- 病気・障害 4件
- 食糧支援 0件

### 相談内容集計



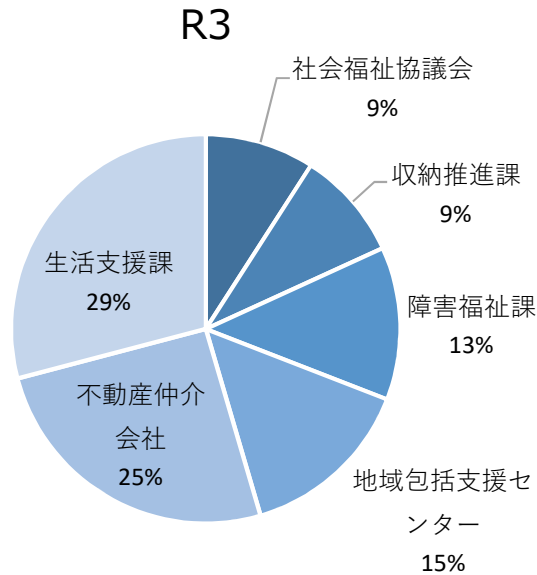
# つなぎ先別集計

※上位6件のみ



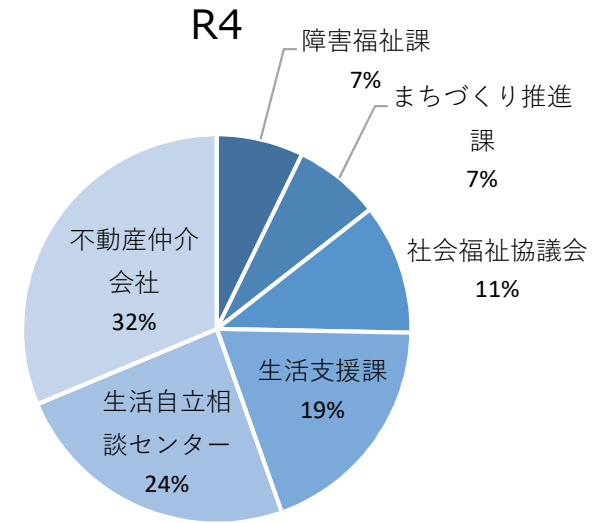
令和2年度  
つなぎ先 70件

- 生活支援課 12件
- 不動産仲介会社 8件
- 社会福祉協議会 6件
- 収納推進課 6件
- 地域包括支援センター 5件
- 障害福祉課 4件



令和3年度  
つなぎ先 124件

- 生活支援課 16件
- 不動産仲介会社 14件
- 地域包括支援センター 8件
- 障害福祉課 7件
- 収納推進課 5件
- 社会福祉協議会 5件

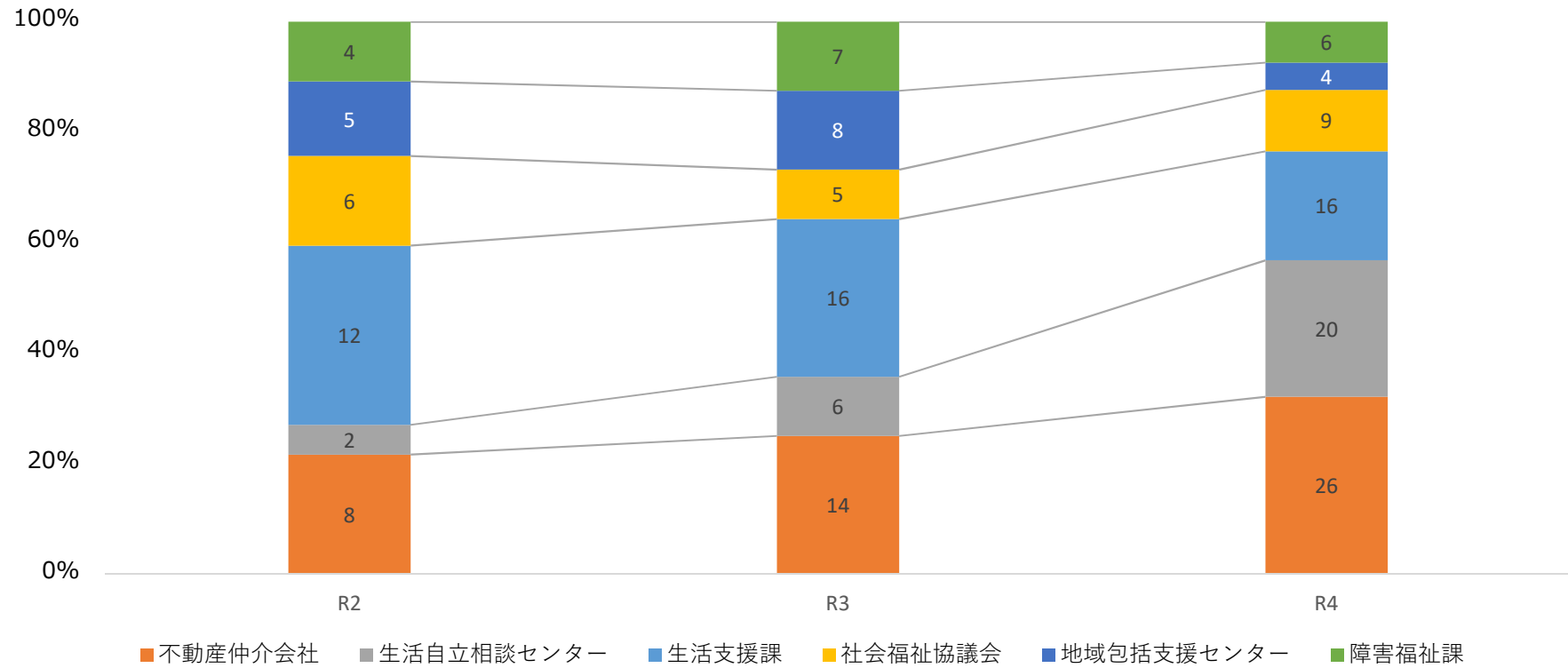


令和4年度  
つなぎ先 147件

- 不動産仲介会社 26件
- 生活自立相談センター 20件
- 生活支援課 16件
- 社会福祉協議会 9件
- まちづくり推進課 6件
- 障害福祉課 6件

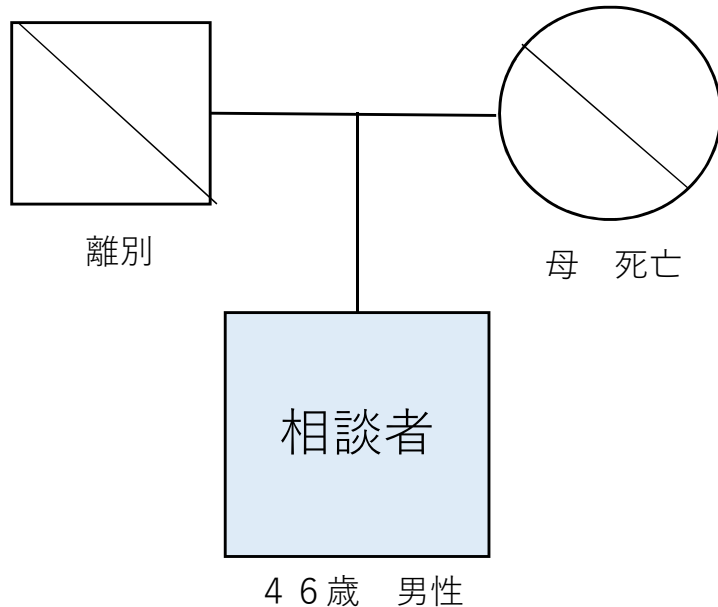


### つなぎ先集計



## 事例 1

障害のため転居支援を行ったケース



### 【主訴】

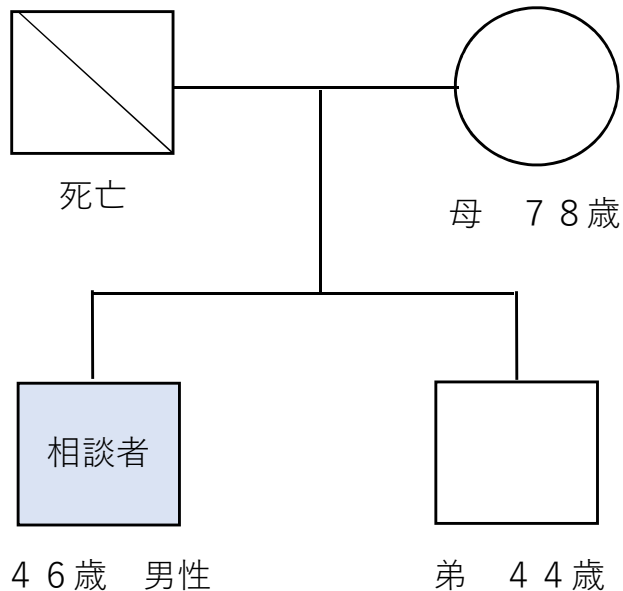
- ・まちづくり推進課の紹介で来所
- ・市営住宅に居住中であるが、実母が死亡し、居住資格を失うため（2人以上世帯が居住条件）、退去するよう勧告を受けている
- ・難病を抱えているため、自身で転居先を見つけることが難しい
- ・新型コロナによる影響のため、仕事が減り、転居費用の拠出が難しい（障害年金を受給中）

### 【援助】

- ・社会福祉協議会の特例貸付について説明を行い、申請を促す
- ・不動産仲介会社に連絡し、相談者の転居先探しについて支援要請を行う
- ・生活自立相談センターへつなぎ、以降は生活自立相談センターが入居契約等の手続き支援を行う（福祉総合相談窓口の支援は終了）

## 事例 2

複合的な課題のため転居支援を行った  
ケース



### 【主訴】

- ・相談者が来所
- ・離婚し実家に戻った弟が、家族への暴言、脅しを繰り返している
- ・家族としては、金銭援助や精神面でも限界を感じており、弟と住まいを分け生活していきたい
- ・弟は体調に問題があり就労していない
- ・転居費用は相談者が負担できる

### 【援助】

- ・不動産仲介会社に連絡し、弟の転居先探しについて支援を行う
- ・生活自立相談センターへつなぎ、生活自立相談センターにて弟の病院同行支援を行う。並行し、弟の入居契約等の手続き支援を行う
- ・弟は金銭面での自立が困難であるため、生活支援課へつなぎ、生活保護の申請支援を行う